

## 介護福祉士実務者研修受講資金 Q&A

Q1 実務者研修を受講してから初めて介護の仕事に就く予定ですが、貸付けは受けられますか。

A1 以下のすべてを満たす方が対象となります。

- ①実務者研修施設に在学中であること
- ②介護福祉士の資格取得後、県内で介護等の業務に従事する意思がある
- ③貸付申請年度に実務者研修を修了し、当該年度の介護福祉士国家試験を受験する方
- ④貸付申請時点で65歳以下の方

Q2 生活保護を受給中ですが、申請できますか。

A2 申請前に担当ケースワーカーと相談をしてください。

Q3 生活福祉資金や母子及び父子資金の返還が終わっていない場合、申請できますか。

A3 返還が完了してからの申請となります。

Q4 職場から Off-JT として助成金が出ますが、貸付申請は可能ですか。

A4 職場がキャリア形成促進助成金、その他、国、県、市などから補助金を受け、そこから申請者に受講料を補助した場合は貸付けの対象となりません。

Q5 連帯保証人の居住地や所得に制限はありますか。また、独立生計についての証明書類が必要ですか。

A5 連帯保証人の居住地は問いません（ただし日本国内に限ります）。必要に応じて源泉徴票や納税証明書等の提出を求められることがあります。

Q6 在学証明書を2024年8月31日修了予定日で発行してもらいましたが、実際には予定より早く、8月5日に修了することになりました。いつまでに貸付申請が必要ですか。

A6 実際に研修が修了する8月5日（消印有効）で申請書類の提出が必要となります。（なお、貸付決定した場合、その後のお手続きで研修修了証明書をご提出いただきますので、お手元にコピーを保管しておいてください。）

Q7 介護福祉士資格登録後2年に満たないときに病気や妊娠・出産などで仕事を休まなければならない場合は返還になるのですか。

A7 やむを得ない事情により一時期休業せざるを得ない場合は、その期間を返還猶予とすることができます。申請手続きをし、返還猶予が承認された場合、休業した期間は業務従事期間として算定することはできませんが、復職前と復職後、併せて2年以上の従事期間で免除申請が必要となります。また、常勤からパートに変更した等、勤務形態が大きく異なる場合も必ず貸付担当に連絡をください。

Q8 介護福祉士の試験に不合格の場合でも、介護の仕事をしていれば返還免除になりますか。

A8 試験に不合格であった場合、介護の仕事をしていても返還免除にはなりません。原則、貸付申請年度の翌々年度までの試験に合格し、合格後は、介護福祉士としての登録後に2年間以上介護業務に従事することにより返還免除の対象となります。ただし、貸付申請年度の翌々年度までに合格しなかった場合は返還となります。

- Q9 現在介護業務に従事していますが、国家試験に合格したあとも2年間働けば返還免除になりますか。
- A9 試験合格後、1年以内に介護福祉士の登録が必要です。登録年月日より県内にて2年間以上継続して従事した場合、返還免除の対象となります。この2年間とは、730日在籍し、うち360日以上に従事または週20時間以上の従事となります。
- なお、家族の扶養の範囲で従事している方についても、返還免除の申請をするには免除要件を満たす従事が必要となります。
- Q10 2年未満で事業所を辞めますが、返還額は一部免除になるのですか。
- A10 全額返還になります。ただし、退職後2カ月以内に介護職として再就職した場合は引き続き従事しているものとみなし、併せて2年間以上従事した場合は返還免除対象となります。ただし、転職のために従事できなかった期間は返還免除期間に算入されません。

(R6.4)